

解体業変更届出書（省令様式十）添付書類

| 変更事項 | 添付書類 |
|--|--|
| 1 個人の氏名及び住所 | (1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し |
| 2 法人の名称及び住所 | (1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し |
| 3 事業所の名称及び所在地 4 事業の用に供する施設の概要 5 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限 6 標準作業書 | (1) 解体業事業計画書（要領様式第2号） (2) 使用済自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 燃料採取場所に関する平面図、断面図、立面図 (4) 解体場所に関する平面図、断面図、立面図 (5) 取外した部品の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (6) 廃棄物の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 油水分離装置に関する平面図、断面図、立面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し (12) 当該施設付近の見取図 (13) 解体業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。） (14) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し (15) 標準作業書 (16) 誓約書（要領様式第10号） (17) 解体業の許可証の写し |
| 7 法人の役員、政令で定める使用人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所 | (1) 登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの） (2) 政令使用人を証明する書類 (3) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (4) 株主又は出資者の新旧対照表（氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの） (5) 株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書（法人の名称及び所在 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| | 地を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (6) 誓約書（要領様式第10号） (7) 解体業の許可証の写し |
| 8 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所 | (1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し |
| 9 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者 | (1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し |
| 10 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員 | (1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し |
| 11 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号 | (1) 他の許可証の写し (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し |

注)) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）は、発行後3ヶ月以内のもの

- 1 変更届出書は、正本1部・副本1部作成し、提出してください。また、施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）以外は郵送でも受付します。その場合は、副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）を同封してください。
- 2 上記表の1・2・7（代表者のみ）の変更届出書の届出があった場合、新しい許可証を交付しますので、新しい許可証の郵送を希望される方は、460円分の切手を貼った返信用封筒（A4版）を届出時に御用意ください。また、古い許可証は、新しい許可証が手元に届きましたら返却してください。
- 3 施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）を行おうとする場合は、事前協議が必要となる場合がありますので、あらかじめ電話等で御確認ください。